

議案第6号

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 法第30条の44第12項の条例に規定する目的は、杉並区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録され、かつ、住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）により住民票の写しその他の規則で定める証明書を交付すること（以下「交付サービスの提供」という。）とする。

(利用手続)

第3条 交付サービスの提供を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の住民基本台帳カードに交付サービスの提供に必要な情報を記録するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの利用の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項中杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）附則に1項を加える改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）を次のように改正する。
 - 第20条に次の1項を加える。
 - 2 前2条の規定にかかわらず、杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年杉並区条例第 号）第3条の規定により利用の手続をした印鑑登録者は、同条例第2条に規定する多機能端末機に同条例第1条に規定する住民基本台帳カードを使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
第21条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。
- 3 杉並区事務手数料条例を次のように改正する。
 - 附則に次の1項を加える。
 - 3 当分の間、別表第2の20の項に規定する住民基本台帳カードの交付に係る手数料は、同項の規定にかかわらず、徴収しない。
別表第2の10の項中「端末機」の次に「又は杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年杉並区条例第 号）第2条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）」を加え、同表の12の項及び21の項中「端末機」の次に「又は多機能端末機」を加える。

（提案理由）

住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定める等の必要がある。

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例新旧対照表（抄）

附則第2項による改正（杉並区印鑑条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（専用端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第20条 略</p> <p><u>2 前2条の規定にかかわらず、杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年杉並区条例第 号）第3条の規定により利用の手続をした印鑑登録者は、同条例第2条に規定する多機能端末機に同条例第1条に規定する住民基本台帳カードを使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>（暗証番号の登録等）</p> <p>第21条 印鑑登録者は、<u>前条第1項</u>の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>（専用端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第20条 略</p> <p>（暗証番号の登録等）</p> <p>第21条 印鑑登録者は、<u>前条</u>の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければならない。</p> <p>2～5 略</p>

附則第3項による改正（杉並区事務手数料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1 及び 2 略	1 及び 2 略
<u>3 当分の間、別表第2の20の項に規定する住民基本台帳カードの交付に係る手数料は、同項の規定にかかわらず、徴収しない。</u>	